

JCBA

No.169 Nov. 2021

Japan Customs Brokers Association



CONTENTS

- 2 関税局長との意見交換会
- 5 関税局業務課との意見交換会
- 11 令和3年度第4回理事会の開催
- 12 令和3年度「通関業の日」記念式典
- 14 岡藤会長 中古スーツケースを麻薬犬訓練センターへ寄贈
- 15 2021年IFCBA総会・理事会の開催
- 16 通関業だより（門司通関業会）
- 20 いいこときかく
- 24 各通関業会業務報告

関税局長との意見交換会

(一社)日本通関業連合会は、9月17日(金)にホテルグランドアーク半蔵門において、連合会役員と関税局長との意見交換会を開催しました。

意見交換会には、阪田関税局長をはじめ関税局幹部のご出席を得て、岡藤日本通関業連合会会長以下、各役員と各通関業会の現状及び当面の課題等について意見交換が行われました。

岡藤会長及び阪田関税局長の挨拶並びに意見交換会の概要は以下のとおりです。

■ 岡藤会長ご挨拶

本日は、公務ご多忙のところ、阪田関税局長をはじめ関税局の幹部の皆様方にご臨席を賜り、心から御礼を申し上げます。

ご当局の皆様には、平素から当連合会並びに各地区通関業会の事業等につきまして、温かいご指導、ご鞭撻をいただいておりますこと、とりわけ通関業務の在宅勤務に関する通達改正等においては、業界の要望を真摯に受け止めていただいたことに対し、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

阪田関税局長におかれましては、大蔵省に入省後、最初の配属先が関税局であったとお伺いしました。我々にとっては、大変有難く、心強く感じているところです。また、本日は、新型コロナによる緊急事態宣言等を踏まえ、オンラインでの会議となつてし

まいりましたが、どうかよろしくお願いたします。

さて、当連合会は、関税局・税関のご指導のもと、輸出入通関の円滑化、適正化の推進を通じて、我が国貿易の発展と安全安心な社会の実現、効率的なサプライチェーンの確保を目的として活動しているところです。今回、新型コロナによるパンデミックという状況を受け、業会としては、通関業がエッセンシャルサービスの一つであり、国民生活に必要不可欠な生活必需品やワクチンなどの医療物資等を国民の皆さんに円滑にお届けすることが、業界に与えられた使命であると認識し、日々業務に当たっているという状況です。

ところで、連合会の目下の重点事業についてご説明させていただきます。

一つは、通関士の専門性向上に向けた支援についてです。



ご承知の通り、通関業は、輸出入者の依頼を受け、通関手続きの代行を生業としているわけですが、AI（人工知能）やRPA（ロボットによる業務自動化）の進歩、進展により、通関士の存在意義が問われかねないといった危機感を持っている通関士も少なくありません。このように、急速に進むデジタル化の中で、引き続き、通関士が輸出入手続きの中核的存在として認知され、活躍していくためには、幅広い知識の習得及び専門性を高めることが必要であり、かつコンサルなど高度な業務を熟せるスキルを持つことが重要であると考えています。

このため、連合会では、令和3年度の事業計画に「通関士の専門性向上に向けた支援事業に関する調査」を盛り込み、検討を開始しました。

具体的には、現在、連合会が通関士向けに実施している研修の中に「通関士専門研修」というものがあります。内容的としては、関税評価、関税の減免税・特惠及び関税分類などの10科目を対象とした中級クラス向けの研修です。今後、専門家といえるような上級クラス向けの研修を導入したいと考えているところです。また、専門性を身に付けた通関士には、プロとしての認定制度、仮称ではありますが「マイスター通関士」のような認定制度を設けることについても検討していきたいと考えております。

二つ目は、ダイバーシティの推進についてです。

連合会では、鈴木前会長のイニシアチブにより、女性通関士支援事業を2011年から行って参りました。この結果、従前、女性通関士が自分の会社以外の女性通関士とコミュニケーションをとることなど皆無に近かったものが、当該支援事業を行ったことにより、全国の仲間と意見交換ができるようになったと聞いております。これにより、従前、個人レベルで抱えていた問題が、地区あるいは業会レベルへ展開し共有されることになったと聞きました。また、ご当局のご尽力により、通関業法改正に合わせ、通関業務の在宅勤務を可能とする通達改正を行っていただきましたが、当該改正は、女性通関士からの意

見が発端となったと承知しております。このように、女性通関士支援事業については大きな成果を得つつ、昨年2月をもって解消し、今後は、ダイバーシティという一段上の目標を目指すことといたしました。本年3月、連合会の内部組織として、新たに「ダイバーシティ推進部会」を作りました。現在、活動の準備を行っているところです。

通関士の専門性向上あるいはダイバーシティを進めるうえで、関税局・税関のご指導、ご支援が欠かせません。引き続き、よろしくお願ひしたいと思います。

本日は、年に1回の「関税局長との意見交換会」ということで、各地区通関業会の会長・理事長にもご参加いただいております、これから各地の現況等について発表してもらう予定としております。有意義な意見交換を祈念致しまして、冒頭私の挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

■ 阪田関税局長ご挨拶

この度、関税局長を拝命した阪田です。

岡藤会長をはじめ、役員の方々、会員の皆様におかれましては、日頃から関税政策・税関行政に対して、ご支援・ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

また、本日はこのような貴重な機会をいただき、ありがとうございます。緊急事態宣言中であることを踏まえて、残念ながらオンラインでの意見交換となりましたが、どうぞよろしくお願ひいたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大が続いている状況であり、我が国においても社会経済活動の様々な面に影響が生じていると認識しております。

関税局・税関においては、新型コロナウイルス感染症に対応するため、ワクチンの迅速通関等、様々な対応を行っております。

また、従来から通関業界からご要望をいただいております通関業の在宅勤務に係る柔軟な対応の恒

久化については、通達を改正して本年7月から恒久的な措置として実施しております。

コロナ禍が続いていく中、引き続き、こうした対応を実施してまいります。

これらの他、お困りのことがございましたら、関税局・税関にご相談いただければと思います。

また、来年(2022年)、税関は明治5年(1872年)の発足から数えて150周年を迎えます。この150周年という大きな節目は、関税局・税関という組織の新たな時代を切り開く契機とすべきであり、コロナ禍を受けた働き方改革や産業・社会のデジタルトランスフォーメーションといった世の中の変化に対応して税関行政のあり方の見直しを進めているところです。

こういった新たな時代においても、国民生活の安定及び日本経済の維持・発展に不可欠である貿易を支え、社会の基盤の一つとなる業務に従事されている通関業者・通関士の皆様は、税関にとっての重要なパートナーです。引き続き、皆様と緊密な連携を図り、積極的な意見交換を通じて、皆様のご意見やご要望を頂戴しながら関税政策・税関行政を運営し

ていく必要があると考えております。

日本通関業連合会におかれましては、通関士の専門性向上などに重点的に取り組まれていると承知しており、マイスター通関士やダイバーシティの推進などの活動を通じて、通関業の社会的役割がさらに高く評価され、通関士の皆様が益々活躍されることを期待しております。また、財務省として助けとなるべきことがあれば、積極的に実施してまいりたいと思います。

以上、簡単ではございますが、日本通関業連合会の一層のご発展、会員の皆さま、本日まで出席の皆様の益々のご健勝を祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

■ 意見交換の概要

阪田関税局長の挨拶に引き続き、各通関業会の会長・理事長から各通関業界の現況や業会アンケート結果、トピックス等について紹介し、意見交換が行われました。



阪田関税局長



関税局業務課との意見交換会

(一社)日本通関業連合会は、9月17日(金) 関税局長との意見交換会に引き続き、関税局業務課との意見交換会を開催しました。

意見交換会では、小多業務課長の挨拶の後、関税局側からRCEPの概要等について説明がありました。小多業務課長の挨拶及び意見交換の概要は以下のとおりです。

■ 業務課長挨拶

関税局業務課長の小多でございます。

本日は、関税局長との意見交換会に引き続き、意見交換をする機会を設けていただき、ありがとうございます。

また、岡藤会長をはじめ役員の方々並びに会員の皆様におかれましては、日頃から関税政策・税関行政に関しまして、ご支援・ご協力をいただいていることに対し、この場をお借りしまして、改めまして厚く御礼申し上げます。

今回は、非常に残念ながらオンラインでの開催ですが、新型コロナウイルス感染症の感染状況が落ち着きましたら、皆様との対面での意見交換、さらには、全国の通関業会に赴いての意見交換も実施させていただきたいと考えております。

本日は、「RCEP協定」、「税関検査後の輸出航空貨物等の取扱い」、「通関業務の在宅勤務等」についてご紹介させて頂く予定です。

このうち、通関業務の在宅勤務・サテライトオフィス利用に関する見直しについては、日本通関業連合会を通じて皆様からご要望をいただいていたものですが、コロナ後も見据え、通関業者の皆様の働き方が多様化していくきっかけの一つになればと考えております。

先程の関税局長の話にもありましたとおり、世の中は変革期にあります。来年、その発足から数えて150周年という大きな節目を迎える税関もその変革の波の中にはありますが、その先に迎えることとなる



小多業務課長

新たな時代においても、通関業者・通関士の皆様は、税関にとっての重要なパートナーです。

私といたしましても、通関手を担う通関業者及び通関士の皆様と緊密な連携を図り、皆様のご意見・ご要望を踏まえながら、様々な課題への対応を行っていきたくと考えております。

皆様におかれましても、ぜひご協力をいただきますよう、お願い申し上げます。

最後になりましたが、皆様の一層のご理解及びご協力をお願いするとともに、日本通関業連合会の一層の発展並びに本日ご出席の皆様の益々のご健勝及びご活躍を祈念いたしまして、簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。

■ 意見交換の概要

関税局業務課、経済連携室からの説明事項

- ・ 地域的な包括的経済連携 (RCEP) 協定の概要
- ・ 税関検査後の輸出航空貨物等の取扱いについて
- ・ 通関業務の在宅勤務等について

(説明資料 次ページ添付)

地域的な包括的経済連携(RCEP)協定の概要

令和3年9月17日
財務省関税局経済連携室

地域的な包括的経済連携(RCEP)協定

経緯

- 2012年11月、RCEP交渉立上げを宣言。
- 2013年5月以降、31回の交渉会合、19回の閣僚会合、4回の首脳会議を開催。
- 2020年11月、第4回RCEP首脳会議の機会に署名。

意義

- 本協定は、世界のGDP、貿易総額及び人口の約3割、我が国の貿易総額のうち約5割を占める地域の経済連携協定。
- 地域の貿易・投資の促進及びサプライチェーンの効率化に向けて、市場アクセスを改善し、発展段階や制度の異なる多様な国々の中で知的財産、電子商取引等の幅広い分野のルールを整備。

※ インド(2019年11月以降交渉不参加)については、復帰を働きかけたが、昨年の署名に参加。協定は、発効日からインドによる加入のために開かれている旨規定(インド以外の国は発効後18か月を経過した後のみ加入可)。また、インドの将来的な加入円滑化や関連会合へのオブザーバー参加容認等を定める15か国の閣僚宣言を发出。

対象分野

物品の貿易／原産地規則／税関手続及び貿易円滑化／衛生植物検疫措置／任意規格、強制規格及び適合性評価手続／貿易上の救済／サービスの貿易／自然人の一時的な移動／投資／知的財産／電子商取引／競争／中小企業／経済協力及び技術協力／政府調達／紛争解決 等



参加国

ASEAN10か国
(ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム)、
日本、中国、韓国、豪州及びニュージーランド(NZ)。

- 人口
22.7億人(2019年)
(世界全体の約3割)
- GDP
25.8兆米ドル(2019年)
(世界全体の約3割)
- 貿易総額(輸出)
5.5兆米ドル(2019年)
(世界全体の約3割)

主要内容: 物品の貿易

日本製品のRCEP協定締約国市場へのアクセス

【対日関税撤廃率(品目数ベース)】86%~100%(ASEAN・豪・NZ)、86%(中)、83%(韓)

工業製品

- ✓ 14か国全体で約92%の品目の関税撤廃を獲得。
- ✓ 中国及び韓国における無税品目の割合が上昇(中国:8%→86%、韓国:19%→92%)。(最終的な関税撤廃品目の例)
- 中国:電気自動車用の重要部品(モーターの一部、リチウムイオン蓄電池の電極・素材の一部)、ガソリン車用の重要部品(エンジン部品の一部、エンジン用ポンプの一部)、鉄鋼製品(熱延鋼板の一部、合金鋼の一部)、繊維製品(合成繊維織物の一部、不織布)。
- 韓国:自動車部品(カムシャフト、エアバッグ、電子系部品)、化学製品(液晶保護フィルムの原料)、繊維製品(合成繊維織物の一部、綿織物の一部)。
- インドネシア:鉄鋼製品(ばねの一部、貯蔵タンク)。
- タイ:ディーゼルエンジン部品の一部。

農林水産品等

- ✓ 中国等との間で我が国の輸出関心品目について関税撤廃を獲得。(最終的な関税撤廃品目の例)
- 中国:バックご飯等、米菓、ほたて貝、さけ、ぶり、切り花、ソース混合調味料、清酒。
- 韓国:菓子(キャンディー、板チョコレート)、清酒。
- インドネシア:牛肉、醤油。

RCEP協定締約国産品の日本市場へのアクセス

【日本の関税撤廃率(品目数ベース)】88%(対ASEAN・豪・NZ)、86%(対中)、81%(対韓)

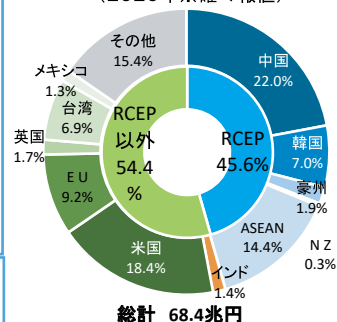
工業製品

- ✓ 化学工業製品、繊維・繊維製品等について、関税を即時又は段階的に撤廃。

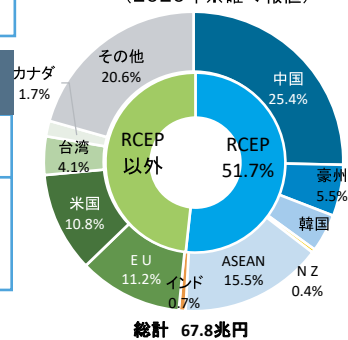
農林水産品等

- ✓ 重要5品目(米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物)に関税削減・撤廃から除外。
- ✓ 中国に対しては、鶏肉調製品や野菜等(たまねぎ、ねぎ、にんじん、しいたけ、冷凍さといも、冷凍ブロッコリー、うなぎ調製品等)に関税削減・撤廃の対象とせず。

日本の輸出に占めるRCEP参加国の割合
(2020年※確々報値)



日本の輸入に占めるRCEP参加国の割合
(2020年※確々報値)



(出典:財務省貿易統計より作成)

主要内容: ルール分野

物品の貿易

- ✓ 内国民待遇義務のほか、非関税措置に関する協議要請への対応義務や輸入許可手続の変更の際の通報義務等を規定。

原産地規則

- ✓ 本協定に基づく関税の撤廃又は削減の対象となる原産品の認定要件及び証明手続等について規定。
- ✓ 他の締約国の原産材料を自国の原産材料とみなすこと(「累積」)ができる旨を規定。
- ✓ 第三者証明及び認定輸出者制度を採用し、一定期間以内に生産者・輸出者自己申告も導入する旨を規定。これらに加え、我が国は発効時から輸入者自己申告を導入。

税関手続及び貿易円滑化

- ✓ 関税法令の予見可能性、一貫性及び透明性のある適用を確保するとともに、事前教示制度や通関手続に数値目標を設定する等、通関の迅速化や税関手続の簡素化に資するルールを規定。

衛生植物検疫措置

- ✓ 衛生植物検疫措置の適用の透明性の確保及び締約国間の協力の強化について規定。

任意規格、強制規格及び適合性評価手続

- ✓ 製品の生産方法等に関する要件及びそれらに適合しているかどうかを評価するための手続が貿易の不必要な障害とならないようにするための手続や透明性の確保に係る義務等を規定。

貿易上の救済

- ✓ セーフガード措置、ダンピング防止税及び相殺関税等について、透明性の確保や手続等を規定。

サービスの貿易

- ✓ サービスの貿易に関する内国民待遇義務、市場アクセス義務、最恵国待遇義務、規制・措置の透明性の確保等を規定。金融サービス、電気通信サービス及び自由職業サービスに関する追加的なルール等も規定。

自然人の一時的な移動

- ✓ 物品の貿易、サービスの提供又は投資の遂行に従事する自然人の一時的な入国及び滞在の許可及び手続等を行う際のルールを規定。

投資

- ✓ 内国民待遇義務、最恵国待遇義務及び特定措置の履行要求(技術移転要求やロイヤリティ規制を含む)の禁止(これらの義務に適合しない各締約国の措置は、留保表に記載)、投資財産に対する公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を与える義務や、正当な補償等を伴わない収用の禁止等について規定。

知的財産

- ✓ 著作権及び関連する権利、商標、地理的表示、意匠、特許等を対象に、知的財産権の取得や行使について規定。
- ✓ 周知商標や部分意匠の保護、悪意の商標出願の拒絶・取消の権限、職権による輸入差止め手続の確保に関する義務等を規定。

電子商取引

- ✓ 電子商取引の促進のため、電子的送信に対する関税の不賦課、コンピュータ関連設備の設置要求の禁止、情報の電子的手段による越境移転(データ・フリーフロー)、電子署名、消費者保護等について規定。

競争

- ✓ 反競争的行為を禁止するための法令の制定・維持及び執行、企業の所有形態を問わない競争法令の適用、競争当局間の協力の推進等について規定。

中小企業・経済協力及び技術協力

- ✓ 中小企業の能力向上のための協力や経済協力及び技術協力に関する活動の推進等について規定。

政府調達

- ✓ 中央政府機関が行う政府調達に関する法令及び手続の透明性の確保等について規定。

紛争解決

- ✓ 本協定の解釈又は適用に関する締約国間の紛争を解決する際の協議、パネル手続等について規定。

よくあるご質問(FAQ)①

Q1. 発効時期はいつ頃となるか。

A1. 具体的な時期は未定であるが、ASEANの構成国である署名国10か国のうち少なくとも6か国、及びASEANの構成国ではない署名国5か国(日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド)のうち少なくとも3か国が批准書等を寄託者であるASEAN事務総長に寄託した後60日で、それらの署名国の間で発効する。

Q2. 原産地証明手続はどのようなものか。

A2. 日本への輸入においては、第三者証明、認定輸出者による自己証明、自己申告制度のいずれの証明制度も利用可能。

日本からの輸出においては、輸入者自己申告を除くいずれの証明制度も輸出時に利用可能。ただし、輸出者又は生産者による自己申告制度は、輸入締約国において当該制度を採用している場合に限られる見込み。各締約国における原産地証明の採用状況については、発効前説明会時に詳細を説明予定。

よくあるご質問(FAQ)②

Q3. 発効日前に船積みされた貨物について、RCEP協定のEPA税率を適用して輸入申告することはできるか。

A3. 発効日前に船積みされた貨物であっても、発効後に輸入申告を行う場合は、申告時に原産地証明書等の必要な書類を税関へ提出することを条件とし、EPA税率を適用することができる。

ただし、原産地証明書・原産品申告書の作成・申請ができるのは協定発効後となる。また、RCEP協定では協定発効日から180日以内に輸入申告を行う必要がある。

Q4. RCEP協定が発効した場合、日本と他の締約国との間の既存のEPA協定との関係はどうか。

A4. RCEP協定の署名国のうち、中国及び韓国を除いた12か国については、日本と二国間ないし多国間のEPAを締結済みである。RCEP発効後も他の協定が別個の国際約束として併存し、どの協定の税率を利用するかは利用者が判断することになる。

説明資料

○税関検査後の輸出航空貨物等の取扱いについて

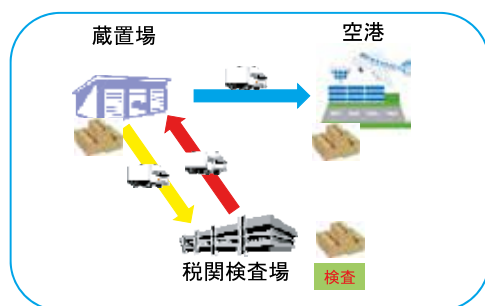
○通関業務の在宅勤務等について

令和3年9月17日
財務省関税局業務課

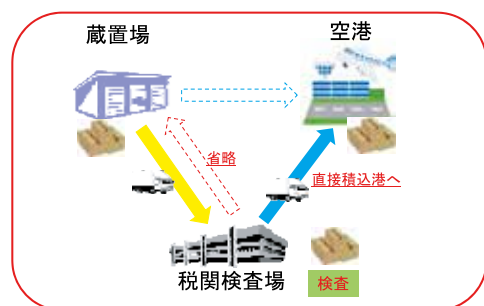
税関検査後の輸出航空貨物等の取扱いについて

- ・ 税関検査場で検査を受ける輸出貨物について、輸出申告時の蔵置場所に戻すことなく直接積込港まで運送して航空機に積み込むことを希望する際には、これを認めることとしている。本年7月1日付通達改正により対応（本年10月1日から実施）。
- ・ 税関検査場～蔵置場間の往復に要する時間が削減されることにより、積込みまでのリードタイムが短縮され、生鮮貨物等の鮮度保持に繋がるほか、運送費や人件費等の軽減も期待される。

<現在>



<令和3年10月1日～>



通関業務の在宅勤務等について

- 通関業者における通関業務の在宅勤務は、平成29年（2018年）10月8日に施行の通関業法の改正に併せ、通関業法基本通達を改正し導入。
- 導入当初は、通関業務の在宅勤務の開始に当たり、労務管理や情報セキュリティ確保の観点から、就業規則・社内管理規則の具備を要件としたが、令和2年3月より、新型コロナウイルス感染症が収束するまでの間、在宅勤務、更にはサテライトオフィス利用について暫定的に柔軟な対応（これらの要件具備を求めない等）を実施。
- 感染症拡大や災害等の発生時におけるBCP対応策として、通関業務の在宅勤務又はサテライトオフィス利用の必要可能性に係る通関業界（日本通関業連合会、各地区通関業会）からの要望を踏まえ、通関業法基本通達を改正し、令和3年（2021年）7月より、上記の対応を恒常的な措置として実施。

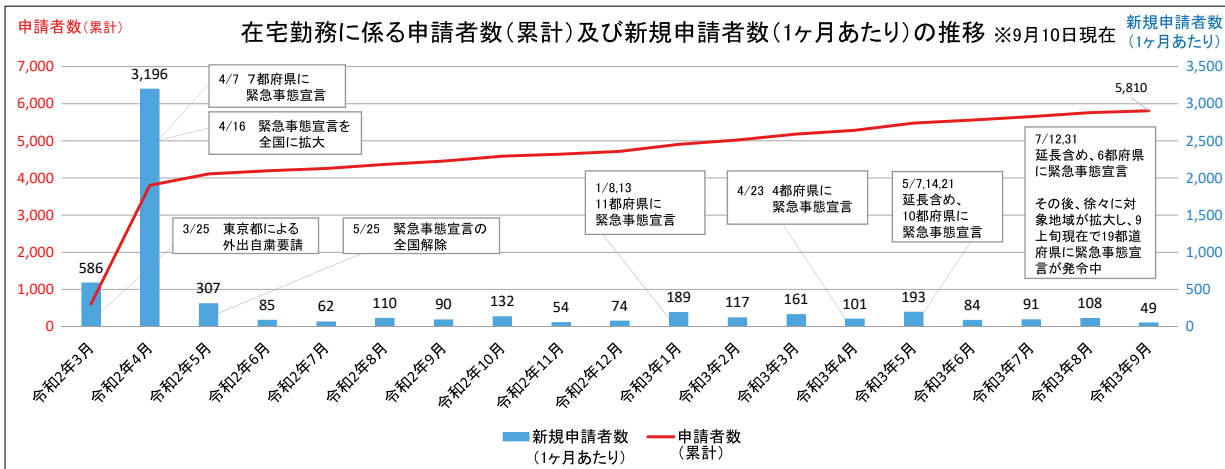
【参考】在宅勤務・サテライトオフィス利用に係る申請状況(令和3年9月10日時点で継続中のもの)

- 法人ベース : 363社（通関業者数に占める割合:37.4%）
- 営業所ベース : 723箇所（営業所数に占める割合:35.1%）
- 対象者ベース(通関士・通関業務従事者) : 4,818名（通関士等の人数に占める割合:29.3%）

※通関業者数等の総数は、令和3年4月1日時点。

【参考】通関業務の在宅勤務等に係る申請状況の推移

- ・ 国内における感染者数が大幅に増加した令和2年3月下旬から同年4月にかけて、申請者数が大幅に増加。
- ・ 申請者数の累計は、令和2年5月下旬以降は、申請者数の累計はゆるやかに増加し続け、令和3年9月10日時点で約5,800名となっている。



令和
3
年度

第4回理事会の開催

(一社)日本通関業連合会は、令和3年第4回理事会を9月17日（金）にホテルグランドアーク半蔵門において開催しました。

理事会は、定款の規定により、岡藤会長が議長を務め、次の議案について審議が行われ、原案どおり承認可決されました。

また、令和3年度事業計画の進捗状況についての報告がされました。

【付議事項】

議案 ・「通関業の日」記念日行事に関する件（会長特別表彰受賞者の選定について）

報告事項 ・令和3年度事業計画の進捗状況について





令和
3年度

「通関業の日」記念式典



日本通関業連合会は、10月8日（金）に令和3年度「通関業の日」記念式典を日本橋三井ホールで執り行いました。

「通関業の日」は、平成29年10月8日の改正通関業法の施行を記念し、10月8日を「通関業の日」と制定し、本年度で4回目となります。

当日は、「通関業の日」特別表彰の表彰式、元内閣危機管理監の米村 敏朗様による記念講演会が開催され、多数の皆様のご参加をいただき執り行われました。なお新型コロナウイルスの感染拡大が収束されていない状況を鑑み、本年度においても懇親会は執り行わないこととしました。

1 「通関業の日」表彰式

午後3時30分から、日本橋三井ホールにおいて、「通関業の日」特別表彰の表彰式が行われました。

「連合会の活動に顕著な功績が認められたもの」として、長年連合会理事及び副会長を務めて頂きました加納 吉康様に感謝状を、

また、「通関業会の発展並びに認知度向上に顕著な功績があったもの」として、東京通関業会通関士部会委員長を務めて頂いております関本 啓様をはじめ3名の方に表彰状を贈呈いたしました。

【感謝状】

- ・加納 吉康様 前日本通関業連合会副会長

【表彰状】

- ・関本 啓様 東京通関業会（通関士部会委員長、日本通運（株）国際海運統括部部長）
- ・池田貴久美様 東京通関業会（通関士部会部副委員長、東京貿易運輸（株）代表取締役社長）
- ・的場 省介様 日本通関業連合会研修講師

*加納様は、当日所用により表彰式は欠席されています



関本啓様



池田貴久美様



的場省介様

2 「通関業の日」記念日講演会

午後4時30分から午後6時10分の間、同ホールにおいて、「通関業の日」記念講演会を開催いたしました。

岡藤会長の挨拶、講師のご紹介に続き、ご来賓を代表して阪田関税局長より祝辞のご挨拶を頂きました。

講演会は、元内閣危機管理監の米村 敏朗様に講師をお願いしました。

米村様は、警察庁に入庁され、警視庁公安部長、大阪府警察本部長、警視庁副總監、警察庁警備局長、警察庁官房長を務めた後に第87代警視總監、また、第17代内閣危機管理監に就任されました。その後、内閣官房参与を経て東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会理事・最高セキュリティ責任者（CSO）に就任され、東京オリンピック・パラリンピック開催に尽力されました。

講演会では、警察庁、警視庁及び

東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会理事・最高セキュリティ責任者（CSO）のご経験を基に

「危機管理の実践～コロナ禍のオリンピックを踏まえて」をテーマに、直近の東京五輪開催の話題等について講演頂き、大変興味深く、有意義な講演でありました。

講演会の聴講者は、財務省関税局幹部、関税局・税関OB、NACCSセンター様、通関業会の皆様など約2百名の方々が聴講されました。



岡藤会長

中古スーツケースを麻薬犬訓練センターへ寄贈

～寄贈式を10/21に東京税関麻薬探知犬訓練センターで開催～



(一社)日本通関業連合会の岡藤正策会長は、東京税関（麻薬探知犬訓練センター）に麻薬探知犬が訓練の際に使用する中古のスーツケース60個を寄贈しました。

10月21日（木）、麻薬探知犬訓練センターにおいて寄贈式が開催され、岡藤会長から諏訪園税関長へ目録が贈呈されました。

今回の寄贈は、使用されなくなって廃棄予定の大量のスーツケースが発展途上国に寄付され、収納家具等として再利用されていることを側聞し、これを国内で何か活用できないものかと考えていたところ、税関の麻薬探知犬訓練センターで訓練の際に使用していることが分かり、必要としている当訓練センターで有効活用して頂きたいと思い、寄贈に至ったものです。

我が国の安全・安心を水際で守ることは、税関とパートナーシップの関係にある当通関業会にとっても大事な使命であると認識しており、税関が行っている水際取締りに多少なりとも支援になればと考え寄贈することとした次第です。

なお、日本通関業連合会は財務省関税局との間で麻薬等の密輸取締りに関する協力関係強化のMOUを締結していることから、今後とも引き続き連携を強化していくこととしております。

寄贈式の詳細については「いいこときかく」で取り上げています。



2021年

IFCBA総会・理事会

が開催されました

2021年10月21日（木）午後8時から午後11時40分までの間、2021年度IFCBA総会・理事会が昨年に引き続き、バーチャルミーティング方式で開催されました。

会議にはIFCBA加盟団体23カ国中19カ国のメンバーが参加し、日本からは一般社団法人日本通関業連合会の岡藤正策会長と同事務局の北村直彦総務部長が参加しました。

今回の会議には、新たにメンバーとなったアゼルバイジャンとリトアニアの2カ国が参加し、歓迎されました。

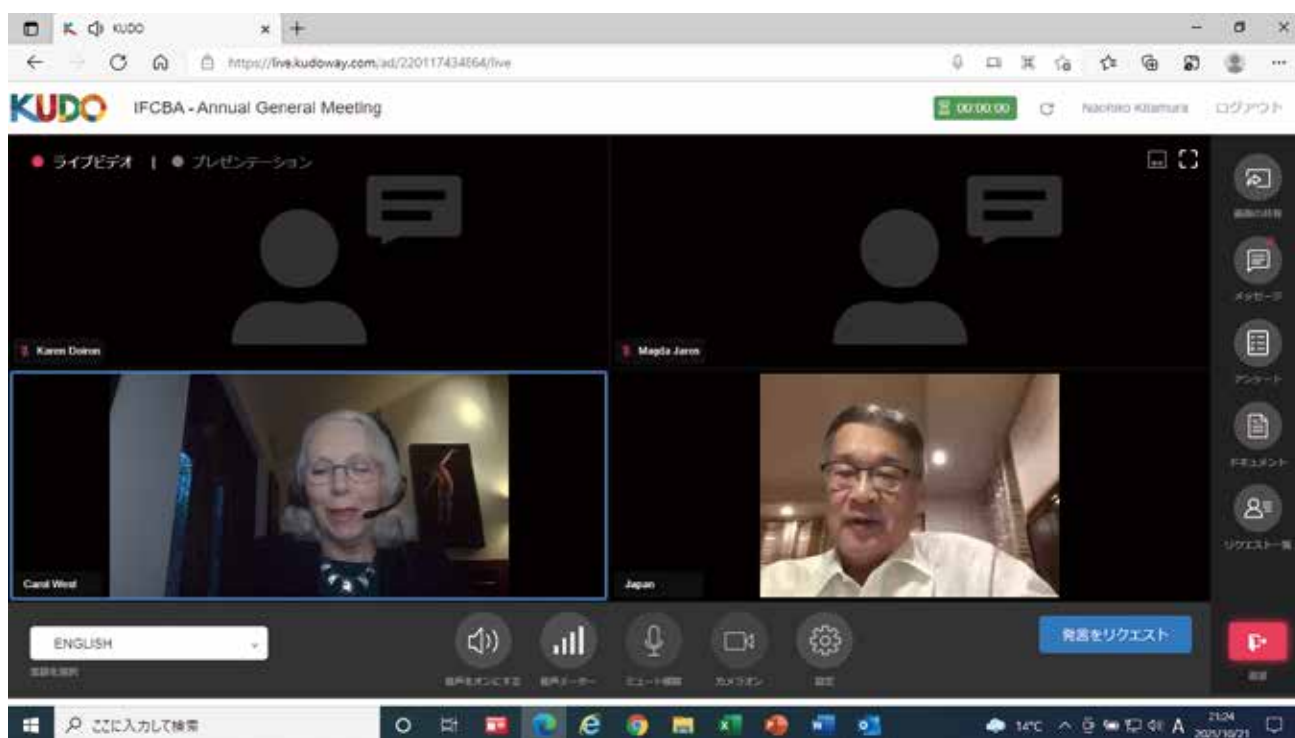
会議冒頭では、WCO（世界税関機構）関税貿易局のLeo Callaghan氏より「HS改正とプロセス」と題し、次回2027年に行われる予定のHS改正に

向けた道程に関する説明が行われ、参加者にとって非常に有意義な内容でした。

また、会議のハイライトである各国メンバーによるプレゼンテーションでは、岡藤会長が「日本におけるHSへの取組み状況」について紹介を行ったところ、システムの都合上、プレゼンテーションに対する各国メンバーの反応が見えない点が残念だったものの、事務局から高い評価をいただきました。

今回の会議は、COVID-19の改善状況次第ではあるものの、是非シンガポールにおいて一堂に会しましょうと約束し、お開きになりました。

会議資料については、一般社団法人日本通関業連合会ホームページ（会員専用ページ）に掲載しておりますのでご覧ください。



写真右：岡藤正策会長、写真左：IFCBA事務局長Carol West（カナダ）

コロナに負けないオヤジバンド —「FLAPPERS」(フラッパーズ)—



門司港には、門司港一有名な(?)オヤジバンドがあります。

その名は、「フラッパーズ」。わが門司通関業会会長、門司港運(株)社長の野畑昭彦氏がバンドマスターを務めています。今回は、野畑会長にフラッパーズについて、いろいろ聞いていきます。

Q —結成の経緯は?

A —1997年5月に門司中央小学校PTA役員の集まりで結成が決まりました。ちょうどオヤジバンドが流行り始めたところで、昔取った杵柄のメンバーが集まっていたことがきっかけでした。それと、昔は買えなかったギターなどの楽器が買うことができる身分になっていたことも大きな理由です。



Q フラッパーズの名前の由来は？

A PTA役員による結成でしたから、児童向けの演奏が最初でした。フラッパーズは“飛行機のフラップ（昇降翼）”に由来し、「上がり下がり（良い時も悪い時）があるでしょう。」ということで、当時の小学校の校長先生が名付け親です。また、当時女性メンバーも4名ほどいて、俗語で「じゃじゃ馬娘」という意味もありました。

Q メンバーについて教えてください。

A 結成時は、10名のメンバーでした。構成はドラム、ギター（リード、サイド）、ベース、ボーカル、コーラスでした。その後、プロ級のギタリストを迎えたり、キーボード、パーカッション、トロンボーン、サクソフォンが入ったりしながら、常時、10名程度のメンバーで活動してきました。現在は、6名のメンバーで、平均年齢は65歳、職業は、歯医者、肉屋、室内装飾、会社員となっていて、これまでは、内科医、お寺のお坊さん、酒屋と千差万別です。

ちなみに私は、ドラム、パーカッション、ボーカルを担当していますが、最も得意なのはMCです。



Q 活動の状況について教えてください。

A 一月2回、日曜日に練習しています。これは、結成当初から今まで特別なことがない限り変わらず続けています。当初は、小学校の音楽室を借りていましたが、途中から、わが門司港運本社ビルの会議室を利用しています。

ライブは、コロナ前までは年間約20ステージ行っていて、これまでに460回を超えるステージをこなしています。残念ながら新型コロナウイルスの影響が大きくなった昨年からは、さすがに減少しました。それでも、2020年は7回のライブを行い、2021年も予定を含めて10回となっています。ライブは、門司港のレトロステージなどで、「北九州マラソン」や「門司みなと祭」にも参加しています。

夏にはビアパーティーを秋にはボジョレーヌーボーワインパーティーを主催してきました。どちらも20年以上続けています。

かつては熱狂的なファンクラブも存在してまして、今でも秀麗(?)な追っかけ女性ファンが何名かいますよ。



Q バンドのレパートリーをお聞かせ下さい。

A レパートリーの基本は、1960年から70年代

の欧米の音楽です。いわゆるオールデイズを中心に、アーティストと言えばサンタナ、ビートルズ、ベンチャーズなどを演奏しています。最近では節操がなくなって、邦楽に足を染め、昔の歌謡曲などもやっています。オリジナル曲も4曲ほどありまして、80曲ほどのレパートリーがあります。最近よく演奏しているのは20曲ほどになりますが。



Q—これまでに印象に残った演奏や事件はありますか？

A—演奏会場に行く途中の高速道路で車がパンクして、危うくステージに穴を開けそうになったことがあります。それから、野外演奏の直前に急に雨が降り出して、急遽、商店街のアーケードの中にステージをセッティングして演奏したこともありました。そのほか、小さな事件は数多くありましたが、そこは、亀の甲より年の劫のベテランバンドですから、その度に何とか乗り越えてきました。



Q—バンドのポリシーはありますか？

A—これまで数多くのライブ、ステージを行ってきましたが、必ずその後では「反省会」を行うことにしています。何を反省しても、翌日には誰も何も覚えていませんが、とにかく楽しい「反省会」を行っています。「反省会」が楽しみでライブ活動が続いているといっても過言ではありません。反省会だけでなく、折角好きな事をしているのですから、「常に楽しく」をモットーにやっています。自分たちが楽しくなければ、聞いている人たちが楽しいわけありませんから。

ただ、これまで長い間活動を続けてこられたのは、まず、家族の理解があったことで、これについてはとても感謝しています。ライブといってもバンドだけで成り立つわけもなく、いろいろな形で関わってくれる裏方の皆さんや演奏を聴いてくれる皆さんにも感謝しています。

Q—バンドの今の課題や問題点はありますか？

A—メンバーが段々と高齢化してきました。健康上の都合により活動ができなくなった人もいます。メンバーの足腰も弱ってきて演奏機材の運搬にも大変苦労するようになりました。

また、昔は最初から最後まで目一杯演奏していましたが、徐々に長時間演奏が厳しくなり、最近では、MCでつなぐことも多くなりました。私のMC力が問われる今日この頃です。

Q—コロナ禍においても活動を続ける意義は何ですか？

A—バンドをやっているのは自己満足にほかなりません。それでもたくさんの人たちの前で歌い、演

奏することがうれしいのです。

私たちが活動の主戦場としている門司港は、コロナの前には、休日などは、たくさんの外国人を含めて大勢の人々で賑わっていました。それが、コロナが広まると人の姿が全く見えなくなりました。商店街の人、土産屋の人、飲食店の人、大変苦勞されています。そんな門司港に微力ですが、少しでも活気や賑わいを提供できればと考えています。実際、私たちの影響なんてたかが知れているかもしれませんが、これも、単なる自己満足かもしれません。でもそういう気持ちを持つ人がひとりずつでも増えていけばきっと場面は変わります。

10月31日は、「**コロナのバカ野郎**」と銘打ったハロウィンライブを行ったのもそんな気持ちです。一日でも早く「反省会」が気兼ねなくワイワイ盛り上がって行える日が早く来ることを待ち望んでいます。



Q —これからの意気込みをお聞かせ下さい。

A —演奏を聴いて下さる皆さんには、演奏を通じて何かを感じて欲しいと思い続けてバンド活動を続けてきました。もちろんうまくなりたいという気持ちは年とともに薄らぎながらですが持ち続けています。

最近、「オヤジバンド」から「お達者バンド」などと言われつつありますが、「爺さんバンド」となっても、一生涯続けていければいいなと思っています。アマチュアには引退はありませんから。



いいことかかく



通関業界で働く人のためのネットワーク

topics

- * 10月21日
岡藤会長が中古スーツケースを麻薬犬訓練センターへ寄贈
- * 9月28日
通関士による「認知度向上活動」
(一財)対日貿易投資交流促進協会（ミプロ）に女性通関士が登壇
輸入ビジネスセミナー「輸入通関の実務と通関業者の利用法」

岡藤会長が中古スーツケースを麻薬犬訓練センターへ寄贈

～寄贈式を10/21に東京税関麻薬探知犬訓練センターで開催～

(一社)日本通関業連合会（JCBA）の岡藤正策会長は、東京税関（麻薬探知犬訓練センター）に麻薬探知犬が訓練の際に使用する中古のスーツケース60個を寄贈しました。



10月21日（木）、麻薬探知犬訓練センターにおいて寄贈式が開催され岡藤会長から諏訪園税関長へ目録が贈呈されました。



諏訪園税関長



岡藤会長



目録の贈呈 左 岡藤会長 右 諏訪園税関長

東京税関幹部の皆さまにご出席いただきました。



多くの報道関係者が集まり、熱心な取材も受けました。



岡藤会長



今野専務

2021年時点で、空港や港などの税関で130頭ほどの麻薬探知犬が活躍しています。

東京税関監視部麻薬探知犬訓練センターは、千葉県成田市にある全国の税関に配備される麻薬探知犬を育成訓練する、日本で唯一の麻薬探知犬訓練センターであります。

麻薬探知犬訓練センターでは、パンドラーと呼ばれる税関職員と麻薬探知犬がペアを組み日々トレーニングを重ねています。



当日は寄贈式の後、訓練のデモンストレーションも行われました。



◆連合会は、平成4年当時から財務省（当時は大蔵省）関税局との間で協力関係の強化を目的とする「覚書」を締結しており、密接な情報交換に努めているほか、例年春と秋に実施される麻薬取締強化月間においては、密輸取締りキャンペーンを合同で実施しています。

密輸撲滅キャンペーンがコロナ禍の影響により中止が続いていることは、とても残念なことです。が、「安心安全を水際で守ることは通関業界にとっても大事な使命であるため、取り締まりの支援になれば（岡藤会長挨拶）」という思いにより、今回このような形でのご支援となりました。

通関士による「認知度向上活動」

9月28日（一財）対日貿易投資交流促進協会（ミプロ）からセミナー登壇のご依頼を受けて、女性通関士と連合会常務理事が講師として登壇しました。

ミプロからの依頼は、女性通関士支援ワーキンググループの活動の一環で認知度向上の活動からのご縁です。

連合会ではご関心をお寄せいただいた団体のニーズに合わせて通関士が講師となって講演活動を行ってききましたが、すでにワーキンググループの活動は終了しているため講師は過去にご登壇いただいた東京国際埠頭（株）営業部課長代理で通関士の岡本麻理子さんをお願いいたしました。この場を借りてご協力御礼申し上げます。

セミナーのテーマは

輸入ビジネスセミナー「輸入通関の実務と通関業者の利用法」

でした。

基本的な輸入通関の流れやトラブルにならないための事前調査と手続き準備の大切さを説明しました。あわせて通関業者へ委託する場合の注意点や依頼先の見つけ方（通関業者検索サイト紹介）、依頼時に必要な情報輸入者自身が行わなければならない事項など、事例を示しながら説明していききました。

打ち合わせはとても真剣

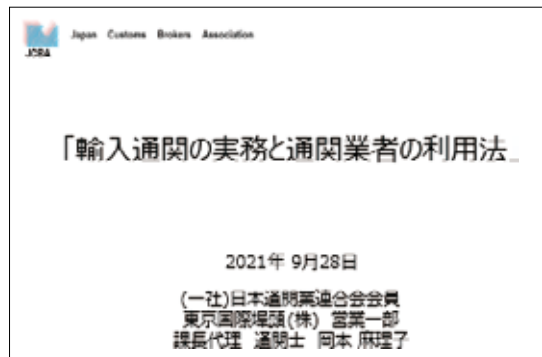


岡本さん



池田連合会常務理事

画面の向こうには70名の皆さん



登壇中



第1部担当は岡本さん



第2部担当は池田常務

参加者からは



関税の詳細の調べ方も「素材」によるか、「用途」によるかで税率が違ってくるなど、良い通関業者に依頼するにしても、知っておくべき通関の知識がたくさん得られた。

と声が届きました。

参考 税関検査

東京税関コンテナ貨物検査場



※平成30年1月23日 国土交通省関東地方整備局(出典)
※税関ホームページ(出典)

各通関業会業務報告

東京

- 8月4日 通関士部会女性分科会
18日 本関通関協議会女性部会
19日 大井通関協議会女性連絡会
25日 8月期役員会（書面決議）
9月7日 連合会事務局合同会議
8日 9月期 二水会
15日 本関通関協議会女性部会
// 通関士部会女性分科会
16日 大井通関協議会女性連絡会
17日 連合会理事会（会長）
// 関税局長・業務課長意見交換会（会長）
// 通関士部会委員会
28日 通関士部会女性分科会
29日 通関士部会女性分科会主催外部講師による勉強会

横浜

- 8月25日 研修委員会三役会
26日 通関士部会アンケート委員会
9月7日 本関地区通関協議会
// 連合会・各地区通関業会との事務局連絡会議（Web）
14日 通関士部会三役会
16日 宇都宮地区通関協議会
9月期 横浜通関業会理事会中止
9月期 横浜税関・横浜通関業会との三木会中止

神戸

7月1日～8月31日

- 第1回通関従業者研修（YouTube WEB研修）
8月3日 神戸税関業務部との連絡協議会（WEB会議）
6日 神戸通関業会 アンケート調査（WEBアンケート）
9月7日 事務局連絡会議（WEB会議 連合会主催）
9日 神戸通関士部会 総務委員会（WEB会議）
14日 AI化検討チーム（WEB会議）
17日 関税局長との意見交換会・理事会（連合会主催）
22日 神戸通関士部会 定例役員会（WEB会議）
// メガEPA検討チーム（WEB会議）

大阪

- 8月18日 通関士部会 第60回総務委員会
// 通関士部会 第68回業務委員会
// 通関士部会役員会・税関担当官との連絡会（テレビ会議）
25日 大阪地区通関協議会（税関との通関事務連絡会及び定例会・役員会）（テレビ会議）
9月2日 通関士部会 舞鶴地区協議会
7日 （連）事務局連絡会議（テレビ会議）
9日 令和3年度（第1回）新任通関業務従業者研修

- 15日 通関士部会 第69回業務委員会
 // 通関士部会役員会・税関担当官との連絡会（テレビ会議）
- 17日 (連)「関税局長との意見交換会」、「関税局業務課との意見交換会」及び理事会
- 22日 令和3年度第2回理事会及び大阪税関幹部との連絡会議（書面決議）
- 29日 大阪地区通関協議会（税関との通関事務連絡会及び定例会・役員会）（テレビ会議）

名古屋

8月2日～4日

通関事務基礎科研修

5日 臨時理事会（理事・監事）

9月2日 一木会・通関士部会幹事会【一木会中止】

7日 事務局連絡会議(連合会リモート開催)

// 清水支部通関士部会支部定例会

9日 原産地規則研修【延期】

14日 本関通関事務研究会【中止】

15日 輸入事後調査研修【延期】

// 輸出事後調査研修【延期】

// 清水支部原産地規則研修(清水)【延期】

// 清水支部浜松通関懇話会【中止】

// 四日市支部税関統計事務研修【延期】

16日 西部通関事務研究会【中止】

17日 関税局長との意見交換会（連合会）

// 清水支部原産地規則研修(浜松)【延期】

22日 中部空港通関事務研究会【中止】

// 清水支部御前崎通関担当者連絡会【中止】

// 清水支部通関事務研究会【中止】

23日 清水支部田子の浦通関事務担当者連絡会【中止】

28日 清水支部興津通関担当者連絡会【中止】

// 清水支部沼津通関懇話会【中止】

// 四日市支部通関士部会幹事会、通関事務研究会【中止】

門司

8月3日 会員周知 通関士試験・模擬試験のご案内

10日 会員周知「関税等の立替払いに関するアンケート調査」に関する協力依頼について

17日 会員周知「マイナンバーカードの健康保険証利用の促進及び業界団体・個社の取組の好事例の情報提供」について

9月1日～14日

門司通関士部会役員会（メール会議）

・通関士部会の活動状況

・通関士部会定時総会について

・今後の通関士部会の活動のあり方について

3日 会員周知「通関士試験受験の際の留意事項について」

10日 令和3年度「通関士実務研修」のご案内

13日 会員周知「NACCSプログラム変更要望調査」

16日 令和3年「度通関業者実務研修」のご案内

17日 日本通関業連合会主催の理事会、関税局長、業務課長との意見交換会

・野畑会長オンライン出席

24日 会員周知「HS2022年改正に係る説明会について」（案内）

27日 会員周知「NACCS関連資料」の送付（NACCSを快適に利用いただくための機能紹介④）

28日 会員周知「JASTPROオンラインセミナーについて」（案内）

長崎

8月3日 NACCS講習会（通関）事前案内

- 10日 関税等立替払いに関するアンケートへの協力依頼
- 10日 連合会主催事務局連絡会議議題の案内
- 17日 マイナンバーカードの健康保険証利用促進等の周知
- 23日 NACCS講習会（通関）開催案内
- 9月2日 「通関業の日」記念日講演会の案内
- 3日 通関士試験受験の際の留意事項の案内
- 7日 連合会主催事務局連絡会議（Zoom）
- 9日 NACCS講習会（通関）開催（WEBEX）
- 10日 通関士専門研修（後期）中止の案内
- // 連合会主催事務局連絡会議結果の案内
- 17日 連合会主催「関税局長との意見交換会」へ会長出席（Zoom）
- 27日 通関業関係の提出書類省略の案内
- // 関税局監視課からの御礼の案内
- // NACCS通信（通関第4回）の案内
- 30日 新型コロナ緊急事態宣言の終了等の周知

函 館

- 8月3日 会員周知：通関士試験模擬試験の受講案内について
- 10日 関税等の立替払いに関するアンケート調査
- 16日 会員周知：マイナンバーカードの健康保険証利用の促進及び業界団体・個社の取組の好事例の情報提供について

- 27日 通関業務連絡会（函館・小樽・千歳・札幌・釧路・苫小牧・石狩・八戸・秋田）メールによる通知
- 9月3日 会員周知：通関士試験受験の際の留意事項について
- 9日 通関士部会：事務局連絡会議の討議内容について
- 16日 会員周知：第7次NACCS更改専門部会資料に対する意見について
- 21日 会員周知：通関士専門研修（後期）の中止について
- 28日 通関業務連絡会（函館・小樽・千歳・札幌・釧路・苫小牧・石狩・八戸・秋田船川）メールによる通知
- 29日 会員周知：新型コロナウイルスに係る周知事項について

沖 縄

- 9月7日 連合会事務局連絡会議（オンライン会議：砂川・石川オブ参加）
- 16日 NACCS 理事会（オンライン会議：喜納会長参加）
- 17日 連合会理事会並びに関税局長との意見交換会（オンライン会議：喜納会長参加）
- 29日 輸入食品等の実務に関する勉強会（主催：那覇検疫所食品監視課、会員希望者参加）

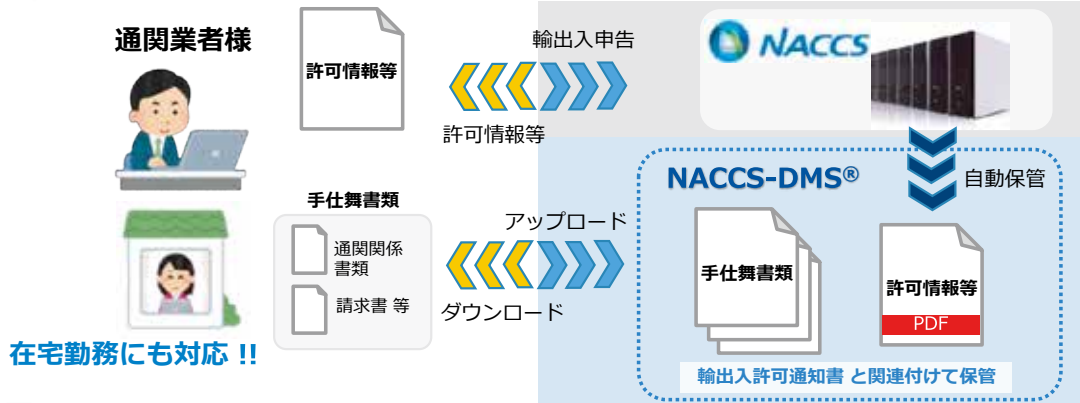


貿易関連書類電子保管業務

NACCS-DMS®

NACCS-DMS®は貿易関連書類を電子データで長期的に保管できるサービスです。

サービスイメージ



在宅勤務にも対応!!

活用方法のご紹介

NACCS-DMS®は、お客様の諸問題を解決することができます。

書類保管の諸問題を解決!!



通関業者様

書類を漏れなく保管したいけど…

自社で保管している書類を5年程度電子的に保管しようと考えています。

輸出入許可情報は確実に保管したいのと、電子保管することによる**通関業法上の保管義務**も気になります…

NACCS-DMS®にお任せください!!

- ✓ NACCS-DMS®は月単位で**最長10年まで**書類の保管が可能!!
- ✓ 輸出入許可情報等はNACCSの中に**自動で“漏れなく”保管!!**
- ✓ 3年以上通関業法に定められた書類を保管した場合は**通関業法上の書類保存義務をクリア!!**



NACCS
センター

※保管される件数によっては割安な共同利用プランを**日本通関業連合会**経由で申し込むことができます。

お問い合わせ先



一般社団法人 日本通関業連合会
Japan Customs Brokers Association

一般社団法人日本通関業連合会 業務部

電話 03-3508-2535 / メール n-dms@tsukangyo.or.jp



輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社 営業企画部営業推進課
メール solution-pro@naccs.jp

詳しくはNACCS掲示板を
ご覧ください



NACCS DMS



発行所：一般社団法人 日本通関業連合会

東京都港区虎ノ門2-3-20 虎ノ門YHKビル8階
TEL: 03-3508-2535 FAX: 03-3508-7796
E-mail: jcba@tsukangyo.or.jp
URL: <http://www.tsukangyo.or.jp/>

編集兼発行人：池田 景光

※本会報からの転載については、あらかじめご連絡下さい。